

「3-1. 燃料電池二輪自動車に関する基準」

- 適用範囲

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車、側車付二輪自動車

- 改正概要

- 圧縮水素ガスを燃料とする二輪自動車等に関し「水素及び燃料電池自動車に関する世界技術規則（第 13 号）」をベースに二輪自動車特有の要件を盛り込んだ基準を新設します。

- ① 自動車に備えるガス容器及び容器附属品（容器安全弁等）に関し、容器保護要件として以下の技術的要件を義務付けます。

- (a) 転倒時等において路面と直接衝突しないこと。

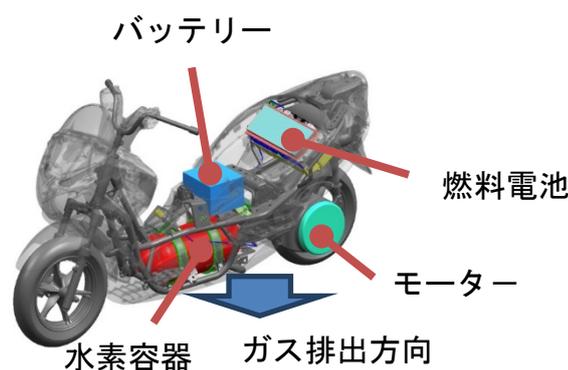
- (b) ガス容器は衝突及び追突時等に他の部品と直接接触しないよう保護装置を有すること。

- (c) 事故を想定した次の加速度を加えたとき、少なくとも 1ヶ所でガス容器が車両に固定されていること。

- ・ 車両進行方向： $\pm 426\text{m/s}^2$

- ・ 車両進行方向に直角な水平方向： $\pm 617\text{m/s}^2$

- ② 容器安全弁作動時の水素放出について、水素放出方向を特定できるように、放出方向は車両底面垂直方向に義務づけることとします。



- 改正時期

平成 28 年 1 月(予定)

- 適用時期

新型車：平成 29 年 1 月(予定)